

(表面)

同意書

1 進学支援金の貸与に係る事項

(1) 進学支援金の貸与対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者をいいます。

※ いずれかに該当しなくなった場合、進学支援金の貸与を受けられなくなります。

ア 進学支援金の申請をした日が属する年度の翌年度の4月1日以降に大学等へ入学しようとする者であって、引き続き大学等に在学する者

イ 進学支援金の申請をした日において高等学校等を卒業した又は卒業する見込みであること。

ウ 高等学校等の全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。

エ 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の給付型奨学金又は第一種奨学金の採用候補者で、大学等進学後も機構から給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けていること。

オ 保護者等が和歌山県内に住所を有していること。

カ 保護者等の市町村民税所得割が非課税であること(ただし、市町村民税所得割が課税されている場合であっても、3子(在学者等に限り)以上の生計を維持し、所定の要件に該当しているときは、進学支援金の貸与を受けることができます。)

キ 次に掲げる修学のための貸与を受けていないこと。

(ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の定めるところにより貸与される修学資金

(イ) 生活福祉資金貸付事業補助規則の定めるところにより貸与される教育支援費

(ウ) 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修学資金

(エ) 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医師確保修学資金

(オ) 和歌山県特定診療科医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県特定診療科医師確保修学資金

(カ) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金

※ イ、ウは初年度の申請のみの要件とします。

(2) 進学支援金の貸与金額は、1年度につき60万円とし、貸与の期間は、当該進学支援金の貸与を受けることとなった日の属する年度の初日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとします。ただし、進学支援金の貸与を受けることとなった者が入学しようとする大学等の修業年限が4年に満たない場合における経過年数は、当該修業年限が3年であるときは「2年」、2年であるときは「1年」とします。

(3) 進学支援金の貸与を受けた者は、貸与を受けた翌年度の6月末日までに下記の書類を提出してください。

ア 大学等の在学証明書

イ 機構の給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与を受けていることが確認できる書類(例:奨学生証の写し(提出年度時に発行されたもの))

(4) 進学支援金の貸与申請者は、次に該当することとなった場合は速やかに県に届け出てください。

ア 本人や保護者等の氏名又は住所に変更があった場合

イ 転学、休学又は退学した場合

ウ 進学支援金の貸与を辞退しようとする場合

※ 保護者等とは、未成年者は親権者又は後見人、成人に達した者は未成年時の親権者かつ現在本人の生計を維持している者としてします。また、未成年時の親権者が不在の場合は、現に本人の生計を維持している者としてします。

2 進学支援金の貸与決定取消等に係る事項

(1) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**取消し**になります。

※ 取消しになると既に貸与を受けた進学支援金を返還していただくことになります。

ア 偽りその他の不正な手段により、進学支援金の貸与を受けることとなったことが判明したとき。

イ 1(3)に記載されている書類を提出しなかったとき。

(2) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**打切り**になります。

※ 打切りになると進学支援金の貸与を受けることができず、かつ、今後も貸与申請を行うことができなくなります。

ア 進学支援金の貸与を受けることを辞退したとき。

イ 大学等を退学したとき。

(3) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**停止**になります。

※ 停止になると進学支援金の貸与を受けることができませんが、翌年度の貸与申請は行うことができます。

ア 大学等を休学したとき。

イ 給付型奨学金の支給又は第一種奨学金の貸与が停止されたとき。

(裏面)

3 進学支援金の返還に係る事項

- (1) 返還は大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後貸与を受けた年数に5を乗じて得た年数以内に返還しなければなりません。
- (2) 延滞した場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合に乗じて計算した額が延滞金として課されます。
- (3) 返還期日前に、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (4) 進学支援金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県へ届け出てください。
- (5) 進学支援金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届け出てください。本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届け出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場合には、遅着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。
- (6) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に進学支援金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を教育委員会が定める期間を限度として延長することができます。
- (7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。
 - ア 本人が短期大学、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき。
 - イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により進学支援金の返還が著しく困難になったと認められるとき。
- (8) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を免除することができます。
 - ア 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に和歌山県内における居住及び就業（就業先は和歌山県内外を問わない。）を開始し、その居住等をした期間が6月以上のとき。

(注)
 - イ 本人が死亡したとき。
 - ウ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、進学支援金を返還することができなくなったと認められるとき。

4 保証に係る事項

進学支援金の貸与申請者は、進学支援金の貸与決定を受けた場合、速やかに和歌山県大学生等進学支援金借用証書・返還誓約書を提出してください。

(注) 居住等の期間が6月以上の場合は次の表のとおり免除の額を計算します。

県内における居住の期間	県外又は県内における就業の期間	免除の額
3年	3年	全額
3年	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の時間} / 3\text{年} + 2/3$
6月以上3年未満	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3\text{年} + 2/3 \times \text{居住の期間} / 3\text{年}$

上記内容を確認し、同意します。

申請者	住所
	氏名
保護者等	住所
	氏名
保護者等	住所
	氏名